

【参考資料】

日本バプテスト連盟北関東地方連合規約

第1章、総 則

(名 称)

第 1 条 この連合は日本バプテスト連盟北関東地方連合と称する。

(設立年月日)

第 2 条 この連合の設立年月日は1967年9月24日とする。

(所在地)

第 3 条 この連合の所在地は、埼玉県さいたま市浦和区常盤7-2-14
日本バプテスト浦和キリスト教会とする。

(構 成)

第 4 条 この連合は、新潟県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県に所在する日本バプテ
ス ト 連盟に属する教会、伝道所によって構成する。

(目 的)

第 5 条 この連合は、加盟の教会、伝道所の協力によって、次の各項目を達成する事を目
的とする。

1. 北関東地域の伝道の推進
2. 加盟教会、伝道所の充実、強化並びに親睦
3. 教会、伝道所の新設並びに支援
4. 各教会、伝道所の連携並びに強化
5. 日本バプテスト連盟の当連合内における活動への協力
6. 信徒訓練と人材の育成並びに伝道者の養成
7. その他教会援助及び人道支援

(活 動)

第 6 条 この連合は、その目的達成のために次の活動を行う。

1. 協力伝道の推進
2. 総会、役員会並びに役員・委員長会の開催
3. 諸研修会・講習会の開催
4. 修養会の開催
5. バプテスト大会の開催
6. 協議会の開催
7. 情報の発信
8. 奉仕団の派遣
9. 東京・神奈川・北関東3地方連合立の「東京バプテスト神学校」（以下「神学
校」と言う）の運営に対する支援と協力。

第2章 総 会

(定期総会及び臨時総会)

第 7 条 会長は毎年1回定期総会を召集する。また、会長は必要を認めた時、あるいは、役
員の2名以上から要求があった時は、臨時総会を召集することができる。

(議 長)

第 8 条 総会は、議長1名を選出する。議長は、議事を整理し、議場の秩序を保持し、総
会を 代表する。

(議事及び議決の定足数)

第 9 条 加盟教会、伝道所は代議員として2名を総会に送らなければならない。総会は代
議員数の2分の1以上の出席がなければ成立することができない。

(議決事項)

第10条 総会は、次の事項を議決する。

1. 活動方針
2. 役員を選任

3. 委員長の選任
4. 予算の審議及び決算の承認
5. 規約の改正
6. その他

(議 決)

第11条 本連合の役員会並びに総会の議決は出席代議員の3分の2以上をもって決する。

第3章 役員及び委員

(役員構成)

第12条 この連合に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
総務	1名
会計	1名
監査	1名

(役員責任)

第13条 会長はこの連合を代表し、その活動及び事務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。総務は会長、副会長と協働して連合の諸活動の円滑推進をはかり、そのために必要な助言および資料の収集、記録、保管、広報を行う。会計はこの連合の財務一切を行う。監査は毎年1回これを行い、総会に報告する。

(委員会等の構成)

第14条 この連合に次の委員会等を置く。

1. 伝道委員会
2. IT委員会
3. 教会教育委員会
4. 教会音楽委員会
5. 社会委員会
6. 小羊委員会
7. 少年少女委員会
8. 青年委員会
9. 女性委員会
10. 壮年会
11. 牧師会
12. 牧師配偶者会
13. 災害対策委員会

各委員会は必要に応じ、委員長の下に数名の委員を置くことができる。

(各委員会等の責任)

第15条 各委員会等はこの連合の諸目的達成のため、各専門分野における推進活動の充実に当たる。これらの委員会等は、日本バプテスト連盟の当該諸活動に積極的に協力する。

1. 伝道委員会は、伝道の推進のため、企画、推進を行う。
2. IT委員会は、北関東地方連合ホームページの運営・管理及びIT研修会の企画等の活動を行う。
3. 教会教育委員会は、聖書教育の徹底及びこれに伴う諸活動を行う。
4. 教会音楽委員会は、教会音楽の徹底及びこれに伴う諸活動を行う。
5. 社会委員会は、社会における諸問題に対しての諸活動を行う。
6. 小羊委員会は、子ども達の健やかな成長を育成するための諸活動を行う。
7. 少年少女委員会は、少年少女会員の訓練、交わり及び諸活動を行う。
8. 青年委員会は、青年会員の訓練、交わり、及び諸活動を行う。
9. 女性委員会は、婦人会員の訓練、交わり、及び諸活動を行うと共に小羊委員会への協力を行う。
10. 壮年会は、壮年会員の訓練、交わり、及び諸活動を行う。
11. 牧師会は、牧師等教役者の相互研さんと情報交換、交わり等の諸活動を行う。

- 1 2. 牧師配偶者会は、牧師等教役者配偶者の相互研さんと情報交換、交わり等の諸活動を行う。
- 1 3. 災害対策委員会は、災害発生時に連合教会伝道所に対し、派遣要請を行うと共に必要な措置をとる。

(役員会の開催)

第16条 会長はこの連合の目的達成のため、役員会を開催する。但し、監査を除く。

(役員・委員長会の設置と責任)

第17条 この連合に第11条の役員会と第13条の委員会等をあわせた役員・委員長会を置き、会長がこれを招集する。本会は第14条にある各委員会等の自主的な活動を重んじつつ、各活動に対して協議・検討・調整・認証を行うものとする。なお連合全体に関わる活動で、総会以降に予算が伴うような新たな活動を起す場合は、この役員・委員長会に諮り承認を得るものとする。ただし緊急を要するものなどは、役員会の承認があれば執行できるが、事後、役員・委員長会へ報告するものとする。

(委員会等の開催)

第18条 各委員会等は委員長が必要と認めた時、また委員の要請があった場合、適宜開催する。

(役員及び委員長等の選任、任期)

第19条 役員、各委員長の選任は総会で行い、任期、再選等については次の通りとする。

1. 役員、委員長の任期は2年とし、4月1日から翌々年3月31日までとする。
2. 再選を妨げない。ただし、役員は2期、各委員長は3期を超えて再選することはできない。
3. 任期途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残存期間とする。

第4章 神学校

(神学校への支援と協力)

第20条 第6条第6号に定める神学校の運営に対する支援と協力は次の通りとする。

1. 神学校に役員が選任した理事2名を送り、その運営に参加する。
2. 神学校に教師、スタッフ等の人材を送る。
3. 諸教会・伝道所から、神学校で学ぶ献身者等が起こされるよう働きかける。
4. 神学校の運営のために祈り、神学校献金を募って献げる。

第5章 財務

(経費の支弁)

第21条 この連合の諸費用は、加盟教会、伝道所の協力献金ならびにその他献金をもって当てる

(会計年度)

第22条 この連合の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

付則	この規約は、1990年1月16日をもって施行された。
付則2.	この規約は、1996年1月15日をもって改訂施行された。
付則3.	この規約は、1998年1月15日をもって改訂施行された。
付則4.	この規約は、2000年2月26日をもって改訂施行された。
付則5.	この規約は、2001年2月24日をもって改訂施行された。
付則6.	この規約は、2004年2月21日をもって改訂施行された。
付則7.	この規約は、2006年2月25日をもって改訂施行された。
付則8.	この規約は、2007年2月24日をもって改訂施行された。
付則9	この規約は、2009年2月27日をもって改定施行された。
付則10	この規約は、2013年2月23日をもって改定施行された。
付則11	この規約は、2015年2月28日をもって改定施行された。
付則12	この規約は、2019年2月23日をもって改定施行された。

北関東地方連合総会運用内規（2004年度総会成立）

1. 陪席者は、発言権はあるが、議決権は持たない
2. 議場では議長のみを選任し、副議長1名・書記1名以上は議長が任命する。
3. 役員(会長・副会長・総務・会計・会計監査)は代議員となることはできない。各委員会委員長は代議員となることができる。
4. 議案の提出権は役員会及び加盟教会・伝道所とする。
ただし、加盟教会・伝道所から提案する場合は、事前に役員会に提出するものとする。
5. 各種アピールの採択なども極力事前に役員会を経由することとするが、緊急の場合は、議場で議事開始前に採択を提案するものとする。
6. 陪席者の旅費等の経費は、自己負担とする。

連合役員を選出方法に関する内規（2009年度総会成立・2013年度、2017年度総会改定）

（会長の選出）

- 第一条 1. 会長候補者は役員会が主体となり選出することとする。
2. 会長候補者の選出は別途定める事務扱い要領により行うこととする。
3. 選出された会長候補者は総会で承認を受けることとする。

（副会長）

- 第二条 副会長の選出は、会長の指名することとする。

（総務）

- 第三条 総務の選出は、会長の指名することとする。

（会計）

- 第四条 会計の選出は、会長の指名することとする。

（会計監査）

- 第五条 会計監査の選出は、会長の指名することとする。

（役員任期）

- 第六条 会長から指名された役員は、連合規約により総会で承認を受けることとする。

〔付則〕

本規定は2011年2月26日付で、第二条を追加し、以下の各条を繰り下げた。

本規定は2013年2月23日付で、第一条を改定施行した。

本規則は2017年2月25日付で、第一条を改定、第六条を削除し、第七条を改定し第六条とした。

北関東地方連合会長候補者選出事務取扱要領

北関東地方連合会長候補者（以下、「会長候補者」という）の選出については、本要領により行うものとする。

1. 選出方法

会長候補者の選出について、次の手順により進めるものとする。

手順1：役員会からの推薦（現会長の再任を含む）

手順2：連合の20教会・伝道所を3ブロックに分けることによる輪番制

2. 選出事務の流れ

時期	会長任期の2年目		
8月	役員会において会長に再任の意向を確認する		
	会長が再任に同意した場合	会長が再任に同意しない場合 →役員会において会長候補者を選考し推薦する	
9月	↓ ↓ ↓	役員会が会長候補者を推薦できる場合（事前に候補者の内諾を得ておく）	役員会が会長候補者を推薦できない場合
10月	↓	↓	役員会主催によりブロック会議を開催し、会長候補者を選出する。
11月	第2回役員・委員長会にて報告		
12月	↓	↓	
1月	↓	↓	第3回役員・委員長会にて報告
2月	定期総会に議案として提出し承認を得る		

3. ブロック会議

- ①役員会が主催者となってブロック会議を開催し、出席者の話し合いにより会長候補者を選出する。
- ②ブロック会議は原則として構成するすべての教会・伝道所の代表役員が出席することとし、代表役員が出席できない場合には代務者または役員が出席する。
- ③出席できない場合は委任状の提出を求める。

4. ブロック分け

- ①3ブロック制とし、順番は「北→東→西」を基本とする。
- ②ブロック会議で会長候補者を選出する場合、現会長の所属教会の属するブロックの次のブロックから選出することとするが、選出ブロックが偏ることのないように役員会が配慮をする。
(例) 2018-19期の候補者をブロック会議で選出する場合、二見会長(2016-17)の所属する東ブロック(浦和教会)の次の西ブロックから選出する。

ブロック名	北ブロック	東ブロック	西ブロック
地域	新潟県、群馬県、 埼玉県の一部	栃木県、茨城県 埼玉県の一部	埼玉県
構成	6教会・1伝道所	7教会	6教会
	新潟主の港、前橋、 太田、太田ビジョン、 高崎、上尾、宮原	宇都宮、水戸、東海、 日立、筑波、大宮、 浦和	ふじみ野、川越、 所沢、飯能、 西川口、朝霞

5. 定期総会で承認されなかった場合

定期総会で会長候補者が承認されなかった場合、役員会の責任において新たな会長候補者を選出し、臨時総会で承認を得る。

6. その他

この要領を改廃する場合は連合総会において承認を得ることとする。

7. 附則

この要領は2017年4月1日から施行する。

謝礼支出に関する内規（2004年度総会成立）

連合活動において講演、講習会等を開催する場合、当該活動の責任者の裁量で、講師、説教者等に対する謝礼を支出することができる。謝礼金の規則は下表の通りとし、これを超過する場合は、当該活動の予算書を連合役員会に提出し、承認を受けるものとする。

No.	謝礼支出の対象	謝礼金額
1	バプテスト連盟関係者以外の者を連合が主催する活動の講演等の目的で招く場合	3万円以下
2	バプテスト連盟関係者を連合が主催する活動の講演等の目的で招く場合	2万円以下
3	連合が主催する活動の礼拝奉仕(説教および奏楽奉仕)	5千円以下
4	連合が主催する活動に伴うナースリー等、活動に参加できない奉仕を依頼する場合	5千円以下
5	連合が主催する活動において上記以外の奉仕を依頼する場合	原則無料
6	連合活動の会場として諸教会の全施設を借用する場合	2万円以下
7	連合活動の会場として諸教会の一部施設を借用する場合	5千円以下
8	連合が礼拝、礼典のために奉仕者を派遣する場合の連合補助	1万円以下

災害対策委員会運用規則（2009年2月制定）

北関東地方連合（以下「連合」）は、連合域内及び国内全域で発生する災害に備え、災害対策委員会（以下「委員会」）を設け、その運用規則を次の通り定める。

第1条（委員会組織）

委員会の長は連合会長が兼務する。委員は連合総務、連合会計、及び災害対策委員として選任される連合教会伝道所の教会員をもって充てる。

第2条（委員会の発動）

委員会は第3条に定める災害の発生と同時に発動する。委員は、特に災害の初期段階において、独自の判断で第4条⑥の活動を行うことができる。

2項 前項の他に委員長判断、又は過半数の教会伝道所が賛同する場合は委員会を発動する。

第3条（災害の定義）

委員会が災害として想定するものは次の通り。

- ① 震度5強以上の地震。
- ② 台風、竜巻等風害の直撃。もしくは直撃が予報されている場合。
- ③ 豪雨等水害、大雪等雪害。もしくは被害が予報されている場合。
- ④ 多数の避難民が発生し、行政による援助が不足すると予想される場合。
- ⑤ 法定伝染病、WHOが認定する感染症の発生。もしくは感染が疑われる場合。
- ⑥ 連合、教会伝道所、連盟に関係する施設の火災、多重事故等の人災。

第4条（災害時活動の内容）

第3条に定める災害時、委員会は次の活動を行うことができる。但し、第3条⑥に対する活動は別途定める。

- ① 被災教会伝道所施設の礼拝、礼典、式典執行に必要な原状復帰援助。
- ② 災害被災者の一時保護。
- ③ 災害被災者への給食。

- ④ 災害による被災を回避するための活動。
- ⑤ 災害援助物資の輸送、被災者及び奉仕者の移動支援。
- ⑥ 奉仕団の募集及び派遣。
- ⑦ 必要な物資機材の調達、購入。
- ⑧ 被害状況の調査。

第5条（感染症災害時活動の制限）

第3条⑤に定める災害に際しては、二次災害を避けるため第4条①から⑤の活動を行ってはならない。

2項 第3条⑤に該当する場合、感染症対策物資の提供等遠隔地から可能な援助を行う。

第6条（平常時活動の内容）

委員会が第3条に定める災害時以外に行う活動は以下の通り。

- ① 防災倉庫、防災資機材の管理及び保守。
- ② 防災物資の備蓄。
- ③ 災害時財源の確保。
- ④ 委員会発信情報の更新。
- ⑤ その他、委員会の維持及び防災意識啓蒙に必要と認められる活動。防災協定の締結等。

第7条（広報の方法）

委員会が発動する場合の活動予定、結果報告、その他の発表はホームページ、E-mail、FAX及び郵送によって行う。

第8条（活動域）

委員会は連合域内における活動を優先して行う。

2項 委員会は連合域外における災害時についても、連合域内と同等の基準で委員会を発動し、被災地域の教会伝道所に対する援助を行うことができる。

第9条（活動費用の支弁）

委員会が発動する場合の初動に要する費用は、連合が保有する財源から支弁することとし、この支弁の決裁は連合会計が適時行う。

2項 第3条に定める災害時においては、事後報告に基づく初動費用の支弁を認める。

第10条（献金の呼びかけ）

委員会は下記の目的で献金を呼び掛けることができる。

- ① 第3条に定める災害により、第4条の活動を行う活動資金を募る目的。
- ③ 第3条に定める災害により、被災地域に対して直接提供する資金を募る目的。

2項 献金者の誤認を避けるため、献金を呼びかける場合は前項の①又は②の主旨、会計報告及び残余資金の処分方法を明示しなければならない。

第11条（活動の終了）

委員長は第4条に基づき開始する活動の終期を、連合教会伝道所に対して初動から1ヶ月以内に明示することとする。

2項 前項に関わらず、1回の活動期間は最長で3ヶ月以内とする。以後延長する場合は連合教会伝道所の過半数の文書、合議又は電話等による賛同を得なければならない。

第12条（委員会の責任免除）

委員会が第4条に定める活動を主催する場合であっても、その活動に伴って生じた二次被害、すなわち人身傷害、疾病、物損、紛失等の責任を委員会及び委員個人は負わないこととする。

2項 委員会は活動の実施に際し、前項の告示を適切に行うこととする。

日本バプテスト連盟北関東地方連合 新潟プロジェクト設置に関する取決め

日本バプテスト連盟北関東地方連合（以下「甲」という。）と、新潟主の港キリスト教会（以下「乙」という。）とは、日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）及び連盟加盟教会伝道所の祈り、承認及び献金の援助を得て遂行した、地域協働プロジェクトの主旨を引継ぐ目的で、以下の取決めを致します。

第1条（名称）

このプロジェクトは、北関東地方連合新潟プロジェクトと称します。

第2条（所在）

このプロジェクトは甲の役員会に属し、これに関する事務は役員会が担当することとします。

第3条（経費）

このプロジェクトの経費は、甲の役員会経費予算から支弁することとします。

第4条（委員）

甲及び乙は、このプロジェクトの推進を担当する委員として、甲の役員又はその指名する者の中から4名以内、乙から4名以内の委員を任命することができることとします。

第5条（活動）

このプロジェクトは、甲乙の協議に基づき、乙に関わる以下の活動を行うものとします。

（1）乙の宣教・教育・会計状況等の現況報告に基づき、時宜にかなう助言および懇親

（2）乙の宣教・教育・資産管理に資する講師、人員、資金、資材の派遣、貸与又は供与

第6条（連盟の関与）

甲及び乙は、地域協働プロジェクトの成立から現在に至るまでの経緯を重視し、第5条の活動への陪席をはじめ、このプロジェクトへ連盟が関与することに合意します。

第7条（期間）

このプロジェクトは、この取決めを締結した日から1年間設置し、期間満了日の3カ月前までに甲又は乙より申し出が無い限り、更に1年間延長しそれ以降も同様とします。

この取決めは、2014年3月31日に合意成立し、同年4月1日より発効することとします。

2014年3月31日

甲 日本バプテスト連盟北関東地方連合
会長 高橋秀二郎

乙 新潟主の港キリスト教会
代表役員 篠谷輝俊

きたかんファンド運用規則（2005年度総会成立・2012年度総会改定）

（目的）

第一条 このファンドは北関東地方連合内の教会・伝道所間の相互支援を趣旨として、連合地域内の伝道に資するために貸付又は献金することを目的とする。この目的を達成するために「きたかん一号ファンド」（以下「一号ファンド」と称する）、「きたかん二号ファンド」（以下「二号ファンド」と称する）を設け、運用・提供する。

（定義及び適用範囲）

第二条 「一号ファンド」は連合域内教会及び伝道所への貸付金とする。
2. 「二号ファンド」は連合域内教会及び伝道所への献金とする。

（規模及び原資）

第三条 「一号ファンド」「二号ファンド」は毎年連合会計より引き当てられた資金により運営する。その資金の上限は「一号ファンド」の貸付金残高と積立金を合わせて1000万円とする。
2. ファンドの原資は連合経常会計より充当し、連合役員会はファンドの充実を図ることとする。

（管理及び運用）

第四条 「一号ファンド」及び「二号ファンド」は連合が保有する他の会計と分離し、金融機関に預金する。
2. 連合は法人格を持たないため、ファンド資金の長期安定的な保全を図ることができない。そこで、ファンド資金は連合内の法人格を有し、且つ適切な会計制度及び会計監査制度を有する教会に預託し、保全を図る。
3. 連合会計は帳簿を適切に記帳・管理する。また、「一号ファンド」の返済管理・督促を担当実施する。
4. 連合会計監査はファンドの管理状況及び運用状況を厳正に監査し、信用保証を常時図る。
5. 資金の運用は、元本保障・流動性確保に限定して行う。

（支出）

第五条 「一号ファンド」及び「二号ファンド」の支出に際しては、決裁権限者と支出権限者を分離し、二段階の決裁を経ることとする。
2. ファンドの審査のため「ファンド審査会」を設置する。「ファンド審査会」は連合内教会から選出された3名の委員により構成し、内1名を決裁権限者（委員長）とする。
3. 支出権限者は連合会長とする。
4. 支出を実施した場合、連合会計は申請書類と共に支出内容を帳簿に記録する。連合会計監査は支出が発生した場合、必ずこれを監査する。
5. ファンドが目標とする積立総額に達しない段階では、支出申請の妥当性に関わらず資金の提供先を任意に選択又は制限し、ファンドの充実を優先する必要を認める。

（申請・使途及び返済）

第六条 ファンドの利用を希望する場合は、連合内教会からの申請を必要とする。
2. 連合内伝道所がファンドの利用を希望する場合は、母教会と連名での申請を要する。
3. 資金の使途は広義に解釈し、伝道資金・建築資金・教役者人件費・福利厚生費・教役者資産取得費等、正当な申請理由であれば積極的に活用することを認める。運用の詳細は「別表」に定める。
4. 資金の使途は連合会計監査及び連合総会により、毎年具体的且つ厳正に査定する。決裁権限者は連合総会に於いて当該年度の実施案件の報告を行う。
5. 「一号ファンド」は無担保・無利子・保証人不要とし、貸付金返済期限は2年から10年以内で設定する。なお、正当な理由がある場合は、決裁権限者及び支出権限者の許可を得て、一年の延滞を認める。
6. 「一号ファンド」の返済方法は一括、割賦の別を含め申請者と管理人たる連合会計間で取り決めて書面を交付し、以後書面に従って返済業務を遺漏無く処理する。
7. 「一号ファンド」の返済について予告無く予定期日に返済されない事故が生じた場合、

連合会計は直ちに連合会長へ報告する。連合会長は直接債務者から事情を聴取したうえで早期返済に向けて調整に努める。

8. 「一号ファンド」の返済期限が、連合会長の事情聴取により、5項に於ける延滞猶予の1年を超えると判断された場合、申請教会・伝道所は連合が派遣する監査人による監査を受け、積極的に事故原因の解明に協力する。また、その監査結果を受け、連合会長はその年度の連合総会で報告を行わなければならない。
9. 「二号ファンド」を申請する教会・伝道所は、連合が派遣する監査人による監査を受けることを条件とする。監査人は連合会計監査方針に従い、「二号ファンド」資金が申請理由に従って適正に使用されているかを監査し、連合会計監査、連合役員会及び連合総会に評価を含むすべての情報を積極的且つ明快に開示する。

(付則)

本規則は2005年2月19日から実施する。

《定義経緯》

2004年度連合総会において、連合教会伝道所が協力して主イエスキリストの福音を宣べ伝えることを目的とし、そのために必要な人材・ノウハウに加え、資金の相互支援が行われるような仕組みを整えることが協議された。

「きたかんファンド」はその相互支援制度整備の一環である。連合では以前から人材交流や合同研修を活発に行っており、そこに資金支援制度が加わることで相乗効果があると考えられる。

ファンドの用途は支援される教会の備品調達や修築、人事・福利厚生を含む広い範囲に認められ、実効性が損なわれないように制度設計されている。また、資金だけの提供制度ではなく、会計監査など「人+ノウハウ+資金」がセットになって支援される点がポイントとなっている。

〔2011年2月26日〕改定

「一号ファンド」「二号ファンド」が所期の目的である「連合内教会伝道者の相互支援」として活発に活用されることを願い、それぞれのファンドの性格を明確にするとともに、資金口座の一元化とファンドの資金規模を明確にした。

きたかんファンド運用規則 【別 表】

◇ きたかん一号ファンド

＜貸付範囲＞	＜適用の考え方＞
・伝道資金	広義に解釈し適用する。
・建築資金	教会・伝道所会堂、牧師館等施設の取得、営繕維持費用に適用する。
・教会墓地購入資金	墓地使用权取得の他、墓石等の整備を含む。
・教役者人件費	教会々計上の短期的資金不足に対応する。
・福利厚生費	教役者及びその家族の福利厚生に資する臨時費用に対し広義に解釈し適用する。
※「きたかん二号ファンド」適用以外の案件については原則本ファンドを適用する。 ※教役者資産取得のための費用については、専ら、伝道・牧会を目的に教役者名義で車両を購入し活用する場合等で、教会が申請することを前提に本ファンドを適用する。	

＜申 請＞

- ◇ 所定様式（別途制定）に教会代表役員（牧師）、役員1名の署名をもって申請する。伝道所は母教会との連名で申請する。
- ◇ 所定様式には、用途（具体的に）、借入希望額、返済計画を記入し、借入にあたっての役員会議事録を添付する。

- ◇ 10万円以上については見積書を添付する。
- ◇ 申請受付は連合会長とする。

<貸付額・返済等>

- ◇ 上限50万円とする。ただしファンドの状況により減額することもある。
- ◇ 返済期間は最大10年とする。
- ◇ 借入保証の責任は申請教会・伝道所が負う。

◇ きたかん二号ファンド

<献金（支給）範囲>	<適用の考え方>
<ul style="list-style-type: none"> ・伝道所開設に伴う支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開設に伴う初期費用を支援する。 （維持運営費用については一号ファンドを適用する） ● 開設準備段階からの費用発生に適用する。 ● 同一物件には1回のみ適用する。
<ul style="list-style-type: none"> ・事故・災害等、教会施設、牧師館被災の復旧費支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 天変地異、第三者加害、過失による被災にかかわらず支援する。
<ul style="list-style-type: none"> ・教役者及びその家族の疾病に対する治療費等支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象は本人及び1親等の家族、同居の家族であり、支援が必要であることの相当な理由が認められる場合適用する。 ● 対象者の入院費用等で緊急な支援が必要な場合は、二号ファンド適用の審査を待たず出金することはある。その場合、追ってファンドの適用決定に従っていただくことを条件とする。

<申請及び決裁>

- ◇ 所定様式（別途制定）に教会代表役員（牧師）、役員1名の署名をもって申請する。伝道所は母教会との連名で申請する。
- ◇ 所定様式には必要金額とその用途、申請に至る事情、見積書（除伝道所開設）等を添えて提出する。
- ◇ 受付は連合会長とし、状況によって連合会長が申請者から事情を徴したうえで意見を添えてファンド審査会に最終決裁を依頼する。

<支援金>

- ◇ 伝道所開設支援は一律30万円とする。
- ◇ 災害復旧支援及び教役者家族治療費等の支援金額については状況に応じてファンド審査会で判断する。

＜申請者＞	教会伝道所	教会・伝道所
	代表役員 (牧師)	印
	役員	印

＜申請者が伝道所の場合＞

母教会	教会・伝道所
代表役員 (牧師)	印

以下の通り申請いたします。

＜申請内容＞

ファンド種別 (○を付す)	1. 一号ファンド	2. 二号ファンド		
申請事由・用途等 ＜添付資料＞ ・役員会議事録 ・見積書(10万円以上) ・写真等説明資料				
申請金額				
返済計画	年度 円	年度 円	年度 円	
	年度 円	年度 円	年度 円	
	年度 円	年度 円	年度 円	
	年度 円	年度 円	年度 円	
連合会長コメント				
決 裁	決裁年月日	コメント		
北関東地方連合会計監査方針				

(会計監査の目的)

1. 北関東地方連合(以下「連合」)の会計は加盟する諸教会からの献金を集め、連合の協

力伝道目的に沿って支出されます。会計監査はこの献金→支出が適正に行われているかをチェックし、監査報告書を諸教会へ提出することで連合会計の透明性・信頼性を担保するのが第一の目的です。

- 次に、連合の働きは諸教会に分散し、連携して進められています。別々の場所にある組織が効率よく仕事をできるように会計手順を標準化し、ミスが起きにくい仕組みを作るように提言することにより会計に携わる奉仕者の負担を軽減するのが第二の目的です。

(会計監査の仕事)

- 連合会計担当者はともかくとして、委員会や各会など実行活動をしている部門にとって、会計監査はうっとうしいものです。自分のしたことをおさらいで調べられるというだけでも面倒なのに、違った立場からいろいろ文句をつけられては愉快なはずがありません。そのうえ、会計監査に加えて、諸教会経理担当などまで意見を差し挟むことも度々あるのですから「奉仕した上にここまでされるとは」という思いが担当者の顔色に表われてもしかたがありません。
しかし、「ここまでされるとは」と言われるような、監査はうまくいっていないのです。単なるアラ探しに終始すると、監査されるほうも、ただその場だけうまく逃れて通り過ぎたらよいということになります。それでは、監査で不都合な点を指摘しても、その場限りで改善されず、1つも連合会計がよくなることはありません。
- こういう弊害を防ぐために、会計監査を担当する人は、まず信仰心が篤く自信を持っている人、説得力のある人、人望のある人でなければなりません。ミスを監査で指摘されても、「なるほどあの人の言うとおりで」とかえって心服されるようであれば本物ではありません。会計監査人もまた神様からのチャレンジを頂いている職務なのです。
- 監査は誤りの指摘にとどまらず、なぜ誤りが起こるのか、どうすれば誤りが防げるのか、というところまで進まなければ真の効果はありません。そのためには各委員会・各会会計の人の意見を聞き、必要に応じて組織手順の改善のアドバイスをします。つまり監査が、それを受ける側にとってプラスをもたらすことをいつも心掛けるべきですし、そうなれば、受ける側でも、無料のコンサルタントに来てもらうようなものですから喜んで協力体制をとるでしょう。改善勧告したことを、各部門がきちんと実行したかどうかのチェックはもちろん欠かせません。
まれに監査の目的を「不正の発見」と考える向きがありますがそれは誤解です。むしろ、適正な手順が定められていない状態ならば奉仕者に過重な負担をかけていることになり、そのような状態こそ問題といえます。
- 会計監査は決められたルールに従ってチェックを進めます。従って標準化された手順が整えられていること、公金を扱う全ての人がこの手順に従って処理を進めていることが必須です。その上で責任と権限を明確にした職務分掌を明文化して全員に公開・徹底していることが前提となります。
連合は連合会計の他に各委員会・各会などの部門が分かれています。会計監査はそれぞれところで統一された会計処理が行なわれているかどうか、記録作成と領収書などの必要書類は正しく作成保管され報告されているか、などを調べ、さらに計算の正確性までチェックします。誤りがあればもちろん修正しますが、同じ誤りが起きないための改善提案も必ずします。
- 会計監査は年度末に必ず監査報告書を提出しますので決算前に監査を実施します。しかし期末以外であっても必要と判断される場合にはいつでも・どの組織に対しても監査請求を行なう権限を有しています。

(監査に最低限必要な要件)

会計監査を実施する場合に記録がなかったり、順番がばらばらになったりしては監査そのものができないことになりまた、組織毎にばらばらのルールで会計処理がされているのは、いくら内容が正確とはいえ公開を前提にしているとは言えません。そこで以下のような条件が必要になります。

- 連合活動の趣旨に沿って活動がなされ、それに見合った支出がなされていること
- 会計帳簿が備えられていること
- 統一した支出申請書が使用され、正確に記入・保管されていること

- 統一した支払伝票が使用され、正確に記入・保管されていること
 - 支出する場合、承認権限ある者（会長、各委員会委員長等責任者）の承認がなされていること
 - 支払証明書（領収書、支払い権限ある者からの支払い証明書等）が備えられ、且つ会計帳簿の記載と一致していること
 - 仮払金支出後、定められた期限内に精算処理がなされていること
 - 公金は明確に区分され、現金・預貯金共に定められた方法で管理されていること
- 以上のことから連合会計・各委員会・各会において会計帳簿、領収書等支払証明書整理ノート、通帳・現金管理（金庫等）の備付けが必要になります。それぞれご確認の上、備え付けてください。

（会計監査報告の内容）

年度末に連合会計担当者が作成した決算書について監査を実施し、その結果を会計監査報告書にまとめます。その意見はおおむね以下の通りです。

1. 適正意見

決算書が、財政状態と経営成績を正しく表わしているという場合には、ただ「適正に表示しているものと認める」という意見がつきます。

2. 限定付適正意見

献金の計上が公正妥当な会計原則に反していたり、勝手に処分方法を変えたり、積立金の区分表示が不十分だったりすると、その事項が報告書に記載されます。しかし、この限定事項の影響がそれほど大きくなければ、決算書そのものは正しいものとして読んでも差し支えないと判断されることがあります。これが限定付の適正意見です。

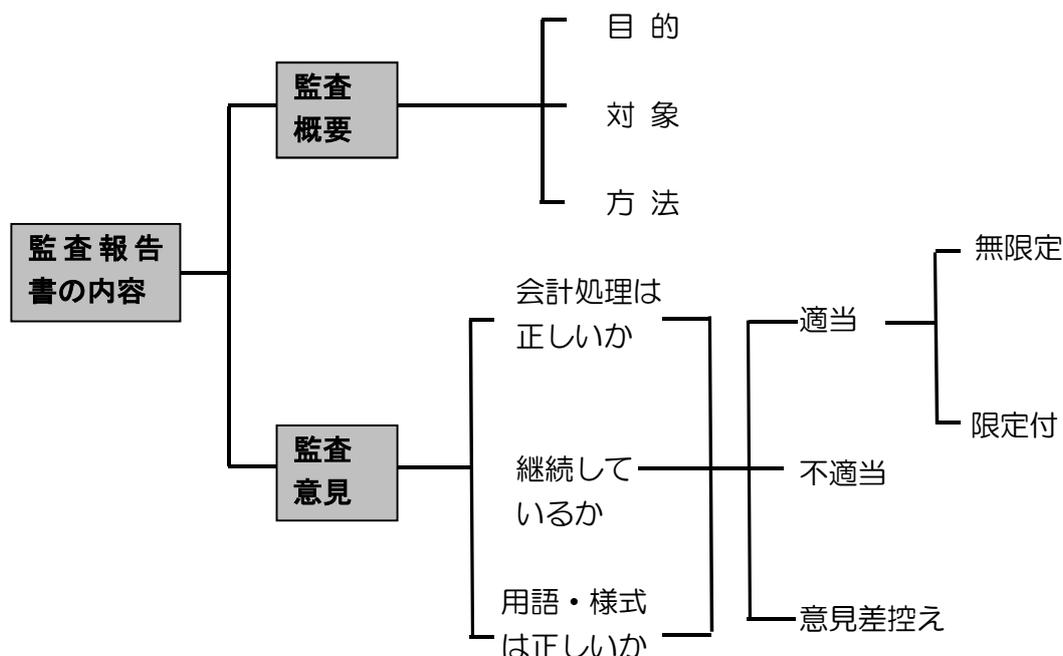
3. 不適正意見

限定事項の影響が内容的にも金額的にも重要であると、連合会計の作った決算書はそのままでは正しい連合活動を表わしていないこととなります。不適正の監査意見がつくと、その決算書は諸教会に対して適用しませんから、連合会計としては決算書の内容を訂正せざるをえなくなります。

4. 意見差控え

時間が限られて、全ての帳簿が閲覧できなかったとか、連合の会計ルールが不備で十分な監査が行なえなかったときは、正しいかどうかの判断がつかないので監査意見の差控えになります。

監査報告書の中味



採択：2004年度第一回連合委員長会

適用：2004年度北関東地方連合会計以降

東京バプテスト神学校規則

(名 称)

第1条 本校は、東京バプテスト神学校と称する。

(事務所)

第2条 本校は、事務所を東京都文京区大塚1-1-18日本バプテスト連盟茗荷谷キリスト教会内に置く。

(設 立)

第3条 本校は、日本バプテスト連盟に加盟する諸教会によって構成される東京地方連合、北関東地方連合及び神奈川地方連合の三連合（以下三連合という）によって設立され、その協力のもとに運営される。

(協 力)

第4条 前条の三連合の協力は、以下の各号によって行う。

- 1) 理事の選出(推薦)
- 2) 協力献金の拠出
- 3) 教会堂等設備の利用
- 4) その他の協力

(目 的)

第5条 本校は、日本バプテスト連盟に加盟する教会及び関連団体のイエス・キリストの福音宣教の諸活動に献身的に携わる有為な人材を育成することを目的とする。

(事 業)

第6条 本校は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 別途定める校則に基づく教育
- 2) 前項の推進に寄与する研究又は関連団体との協力活動
- 3) その他、第1号に関連する事業

(資産及び会計)

第7条 本校の資産は次の通りとする。

- 1) 別紙財産目録記載の財産(毎会計年度末更新されるものとする。)
 - 2) 三連合その他関係者からの協力献金
 - 3) 事業に伴う収入
 - 4) その他の収入
2. 本校の資産は理事長が管理する。
3. 理事長は、事業計画並びにそれに基づく年度予算を策定、編成し、毎会計年度終了後に年度決算書を作成する。
4. 本校の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(役 員)

第8条 本校には次の役員を置く。

理事 9名（内、理事長1名）
監事 1名

その選任方法は、理事会規則で定める。

2. 理事は、理事会を組織し、本校の業務を決議し執行する。

(理事長)

第9条 理事長は、本校を代表し本校の事務を統理する。

(校 長)

第10条 校長は、理事長の委嘱を受け、本校の代表者として職員を統括、指導し、本校の事業の運営、推進に当たる。

2. その詳細は、東京バプテスト神学校校則に定める。

(職 員)

第11条 本校に次の職員を置く。その詳細は、東京バプテスト神学校校則に定める。

- 1) 教育職員
- 2) 事務職員

(後援会)

第12条 本校の諸活動を支援、助成する機関として、「東京バプテスト神学校後援会」を設置する。その詳細は、東京バプテスト神学校後援会規則として別途定める。

(改 廃)

第13条 本校規則の改廃は、予め三連合の意見を徴した上で、理事会の議決により行う。

(付 則)

第14条 本規則は、2000年2月1日より施行する。

東京バプテスト神学校理事会規則

(総 則)

第1条 本規則は「東京バプテスト神学校規則」第8条に規定された役員並びに理事会の事項に関し規定する。

(役員を選任方法)

第2条 本校の役員はそれぞれ次の方法によって選任され、理事は理事会を構成する。理事会の構成は次の通りとする。

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 東京地方連合から選出された理事 | 3名 |
| (3) 北関東地方連合から選出された理事 | 2名 |
| (4) 神奈川地方連合から選出された理事 | 2名 |
| (5) 本校校長 | 1名 |
| 理事会が推薦した理事 | 2名 |
| | 合計 11名 |

2. 理事長は、理事会の議決によって選任される。理事長の任期は4年とし、再任を妨げない。
3. 監事は、三連合のいずれかの教会に所属する教会員の中から1名を理事会が選任する。
4. 三連合選任理事の任期は2年とし、再任を妨げない。
5. 三連合から選任された理事に異動がある場合、当該連合は、遅滞なく後任者を選出し推薦する。その任期は前任者の残存期間とする。
6. 理事は、原則として後任者が選任されるまで退任できない。

(役員職務)

第3条 理事長、理事及び監事の責務と権限は次の通りとする。

1. 理事長は、理事会を代表し、本校の事務を統理するとともに理事会を招集し議長として議事を司る。
2. 理事は、理事会を組織し、本校の業務を決議し執行する。また、三連合から選出された理事は、選出連合の意見を代表することができる。
3. 監事は、本校の財産の状況並びに業務執行を監査して、決算毎に理事会に報告しなければならない。また、必要により理事会に勧告並びに監査意見を述べることができる。

(理事会の招集)

第4条 理事会は、毎年度に4回、理事長が召集する。

2. 臨時の理事会は、理事長が必要と認めた場合、これを招集する。
3. 理事の3分の1以上、または監事から会議の目的事項を示して請求があったときは、15日以内に臨時の理事会を召集しなければならない。
4. 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(理事会の陪席者)

第5条 理事会には、次の者が陪席するほか理事長が必要と認めた者が陪席できる。監事、教務主任、学生主任、事務長、後援会長及び議事録作成担当者。

(議決数)

第6条 理事会の審議事項の議決は、出席理事の過半数の賛成をもって決定される。賛否同数の場合は、議長の採決による。

2. 但し、本規則の改定、並びに本校の運営について重大な影響を及ぼす議案については、議決権を3分の2以上とする。

(審議事項)

第7条 理事会において審議される事項は次の各号とする。

- (1) 本校の事業計画に係わる事項
- (2) 本校の年度予算の決定
- (3) 本校の年度決算の承認
- (4) 本校校長の任免
- (5) 科の新設、統廃合に係わる事項
- (6) 資産の取得又は処分、借入金、教職員の待遇、授業料などの、本校の経営に大きく係わる事項
- (7) 日本バプテスト連盟、三連合等関連諸団体に関する重要な事項
- (8) 本校の諸規則の改廃に係わる事項
- (9) その他、本校の運営に係わる重要事項と理事長が認めた事項

(議事録)

第8条 理事会の議事録は、理事会の承認を得た後、議長及び理事の内から予め議長の指名した理事2名が署名、捺印の上、保存する。

(改 廃)

第9条 本規則の改廃は、予め三連合の意見を徴して出席理事の3分の2以上の賛成により行う。

(付 則)

第10条 本規則は、2000年2月1日より施行し、2007年4月1日より改定する。